

招集期日 平成24年6月13日(水曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 6月13日(水曜日)午前 9時33分

閉 会 6月13日(水曜日)午前 9時58分

出席委員	委員長	齋藤 國男	副委員長	向口 文恵
	委員	吉澤 かつら	委員	山本 秀和
	委員	野口 哲次	委員	平山 五郎
	委員	近藤 常雄	委員	金子 俊雄

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 企画部長 消防長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井 栄治 佐藤 大輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時33分）

委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、補正予算1件の計2件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第38号の条例審査に続き、議案第45号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち、所管のもの審査の順とし、議案第45号については、消防所管のもの、企画部所管のもの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時34分 休憩

午前 9時35分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第38号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例

委員長 議案第38号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

消防長 おはようございます。それでは、議案の説明をさせていただきます。議案第38号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が昨年12月に交付され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されたことによりまして、新たに指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物、いわゆる少量危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなるものの一定の貯蔵及び取り扱いに係る技術上の基準について、火災予防条例の制定附則に第4項から第7項までを追加し、経過措置を講じるものでございます。

炭酸ナトリウム過酸化水素付加物とは、別称過炭酸ナトリウム、過炭酸ソーダと呼ばれ、主に酸素系の漂白剤の原料として使われているものでございます。

経過措置の内容でございますけれども、附則第1項は、当該物質を貯蔵し、または取り扱う配管の構造基準は、一定の条件を満たす場合は適用しないということでございます。

第5項につきましては、当該物質を収納する容器の表示について、施行日から1年半適用しないということです。

第6項につきましては、当該物質を貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準につきまして一定の条件を満たす場合は、施行日から1年間適用しないということでございます。

第7項につきましては、届け出につきましては、半年間適用しないということでございます。

以上の旨を規定したものでございます。

なお、この条例は平成24年7月1日から施行したいものでございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

吉澤委員 条例の内容については理解したのですが、既に条例が据えている他市のホームページを見たところ、掲示板の回収については、平成24年9月30日までの経過措置が設けられているのですが、これについては入間市ではどのようになっているのでしょうか。

予防課長 掲示板とおっしゃいますと、ホームページの掲示板は、今回の条例改正の中で掲示板に関する事項がございませんが、今回の条例の改正に関してでございますでしょうか。申しわけございません。

吉澤委員 他市の、ほかの自治体も同じく火災予防条例の変更の経過措置、同じものを調べましたら、ホームページに経過措置の内容が載ってまして、入間市と同じものももちろん規定されて

いるのですけれども、その中で火災予防条例の改正により、掲示板の改修等が必要となる既存施設については、平成24年9月30日までに改修してくださいというものが出てきたので、それ1市だけではなくて、ほかの市のもも見ますと同じような内容が出てきたので、それについて入間市ではどのようなになっているのかなと思ひまして、お伺いしたのですけれども。

予防課長 このたびの条例改正の経過措置の中につきましては、今吉澤委員のお話しされた件につきましては、直接規定はされておりませんが、恐らく少量危険物貯蔵所につきましては、既存のものですけれども、中身、中にどのようなものが入っているというようなものの掲示をする掲示板というのが必要になってございまして、それは今の施設にはついておりますが、その中で今回の指定可燃物、今回の対象の危険物を貯蔵、取り扱いする場合につきましては、その掲示板も書きかえをするようにというような内容でございまして、入間市につきましては、そちらにつきましては、9月1日までと具体的な数字はございましたが……

〔(30日) と言う人あり〕

予防課長 9月30日までですか。ございましたが……

〔何事か言う人あり〕

予防課長 申しわけございません。訂正をさせていただきます。

これ許可施設といいまして、指定数量以上のもの、火災予防条例で規制する、その以上のものにつきまして、これ法令で同じような掲示板を許可施設につきまして掲示をしておりますが、既にもう許可施設において掲示をしているものについては、これは条例でなく、法令のほうでそういった期日で掲示の経過措置を設けているということでございます。

以上でございます。

金子委員 非常にわからないのですが、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物というのは、これは今までは非危険物としてということなのですが、これは主にどういうところで使う品物なのですか。

予防課長 こちらにつきましては、原料といたしましては、今出回っておりますパイプクリーナーでありますとか、今消防長のほうからもお話ございましたが、洗剤、洗濯石けんなんかに使われたことがございますが、これはその原料として使われているものでございます。ですので、商品名は申し上げられませんが、ハイターのような酸素系の漂白剤等に使用しております。

以上でございます。

金子委員 使われているというのは、もう今そういうものに入っているという意味で、そういうものを貯蔵するのは、危険物として貯蔵するという意味。

予防課長 原料としては、もう従来より使われておりまして、実際にスーパーなどで、ホームセンターなどで手に入るようなそういったものについても使われておりますが、こちらにつきまして、実は従来からあったのですが、うちのほうで確認した結果によりますと、今出回って

いる製品につきましては、今回の対象の物質が使われておりますが、その製造をする段階で危険物ではない製品を製造しているということで、今出回っているそういった製品については、危険物では現時点ではないというようなことを確認しております。

金子委員 今現在ね。そうしますと、これが条例化しますと、7月1日から施行ということですので、今あるものも危険物としてなっていくということでいいですか。

予防課長 ただいま申しました製品につきましては、今回の過炭酸ナトリウムを原料としたものでございますが、この過炭酸ナトリウムというのが酸素の含有量というのが量が、製造、物をつくる時に違まして、今製品で出回っているものは、中にはそういった危険物に該当する原料を使っておりますが、製造の段階で酸素の率をぐっと下げまして、含有量を下げまして、危険性をある一定以下にしておりますので、今回指定された危険物の製品ということでございます。ですので、今後ともそういった製品が危険物と、危険物がお店に並ぶようなことはないということでございます。

金子委員 そうしますと、今まで並んでいるものは危険物ということとか、わかりませんが、今の説明でいいますと、今後出てくるものは含有量が少ないのだと、今までのやつは含有量が多いのだけれども、貯蔵の対象にならないということのような説明なのですから、と理解しているのですけれども。

消防長 お答え申し上げます。

従来炭酸ナトリウム過酸化水素、いわゆる混合して化合物と、付加物として第6類の過酸化水素と非危険物を化合してつくったものを原料として製品をつくって、今までもつくるのでございますが、今含有量を抑えるというのがありますけれども、そのほかの物質も入れて、全体的に非危険物として今もそういうふうな形でなっていると。今後も指定されておるとしても、同じ物質でやりますので、今現在も非危険物としての取り扱いになっていますので、今後もそのまま非危険物という形でいくものというふうに思っております。よろしいでしょうか。

〔(いいでしょう) と言う人あり〕

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第38号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第45号 平成24年度入間市一般会計補正予算(第1号)のうち所管のもの

委員長 議案第45号 平成24年度入間市一般会計補正予算(第1号)のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、消防所管のものについて消防長より説明を求めます。

概要説明

消防長 それでは、平成24年度入間市一般会計補正予算(第1号)、説明書に基づき消防所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算説明書の16ページから17ページをお開き願いたいと思います。款9、項1消防費、目1常備消防費、節13委託料5,582万9,000円の増額補正につきましては、大中小事業、防火対象物・危険物・水利台帳電子化事業を国の緊急経済対策としての交付金を利用した平成24年度埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金の追加交付の内示を受けまして、実施するものでございます。

事業の内容につきましては、消防本部で災害防御上や法規制上、重要な資料として管理しております防火対象物等の台帳の図面等の書類情報をイメージスキャナーで読み取り、データ化するとともに、各台帳の管理システムを構築、消防本部ネットワークシステムへの接続など、データの活用ができるまでを業務委託するものでございます。この業務によりまして、各署所の端末からデータ検索、閲覧等が可能となり、災害活動や立入検査などの業務効率の向上が図れるものと考えております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより消防所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

吉澤委員 これは、昨日も総括質疑でもありましたけれども、緊急雇用基金の活用ということで、今回の補正の中では一番金額的にも、それから雇用ニーズも大きい事業なのですけれども、具体的に雇用期間と、それから直接雇用なのか、または委託になるのか、雇用形態についてお聞かせください。

予防課長 雇用の形態につきましては、直接雇用ではなくて、委託の雇用になりまして、期間につきましては6カ月間で予定をしております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ消防所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で消防所管のものについての質疑は終了いたしました。企画部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時52分 休憩

午前 9時52分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、企画部所管のものについて企画部長より説明を求めます。

概要説明

企画部長 それでは、平成24年度一般会計補正予算（第1号）における企画部所管の予算概要についてご説明を申し上げます。

本補正予算案の企画部所管のものにつきましては、歳出の予備費のみでございます。

お手元の補正予算説明書22ページから23ページをお開きいただきたいと思っております。款13項1目1予備費でございますが、本補正予算の歳入歳出を調整した結果、174万4,000円を減額補正したいものでございます。これにより、補正後の金額が4,990万円となります。

以上で企画部所管の一般会計補正予算（第1号）の概要説明を終わります。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより企画部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ企画部所管のものについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時54分 休憩

午前 9時55分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第45号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前 9時56分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 協議事項

閉会中の継続調査について

委員長 次に、閉会中の継続調査について協議いたします。

行政視察についてこれまで協議を重ねてまいりましたが、お手元に配付した資料どおり、委員会として決定してよろしいでしょうか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、閉会中の継続調査について決定いたしました。

この視察についての説明か何か。

〔(いいですか) という人あり〕

委員長 そうですよ。よろしいですか、ちょっと。

金子委員 一応私も、副委員長さんと私で、事務局も交えて協議して、北海道旭川市の緊急通報システム事業についてということと、帯広の市税等の収納率向上対策についてと江別市の行政評価外部評価委員会についてということで視察に行くわけですが、内容を事務局のほうから少しこの話を3点やっていただきたいと思いますが、委員長、取り計らいをお願いします。

山本委員 委員長、協議会へ落としたほうがいいのではないですか。

〔(協議会) という人あり〕

委員長 協議会、何ですか。

山本委員 協議会へ落としたほうがいいと思いますよ。

委員長 わかりました。では、一回閉めてからにしましょうか。

△ 閉会の宣告（午前 9時58分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

以上で総務常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 齋藤 國男